

かがわエコオフィス計画

令和 4 年 2 月

香 川 県

目 次

I 計画に関する基本的事項

1	計画策定の趣旨、位置づけ	1
2	計画の対象	2
3	計画の期間等	2

II 第五次計画の取組状況

1	第五次計画の概要	3
2	取組実績	3
3	第六次計画に向けた課題	5

III 目標と取組内容

1	温室効果ガス排出量の削減目標	6
2	行動指標（エネルギー消費量の削減目標）	7
3	取組みの方針	7
4	削減目標達成のための取組み	8

IV 計画の推進

1	推進体制	12
2	計画の点検・評価	14
3	計画の取組状況の公表	14
4	計画の見直し	14

I 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨、位置づけ

(1) これまでの経緯

県では、みずからが率先して環境に配慮した活動を実行し、県民、事業者、市町等による環境保全の取組みを促すため、香川県環境基本計画に基づき、平成 10（1998）年 3 月に「香川県環境保全率先実行計画（かがわエコオフィス計画）」を策定しました。

その後、平成 13（2001）年 3 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）や国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の制定を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減や環境物品の購入の取組みを新たに加えた第 2 次計画を、平成 18（2006）年 3 月には、地球温暖化防止に向けた一層の取組みを進める第 3 次計画を、平成 23（2011）年 3 月には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）の改正等を踏まえ、計画の対象となる事務事業の範囲を拡大した第 4 次計画を、平成 28（2016）年 3 月には、環境に配慮した電気の導入の取組みなどを加えた第 5 次計画を策定しました。

また、平成 27（2015）年 1 月に、県有施設においても電力の調達の競争入札が実施されることに伴い、国等による温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく「香川県電力調達に係る環境配慮方針」を策定しています。

(2) 計画策定の趣旨

平成 27（2015）年 12 月にパリで開催された C O P 21 において「パリ協定」が採択され、令和元（2019）年 9 月に開催された「国連気候行動サミット」では、パリ協定の目標達成に向け、英仏独など 77 カ国が「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を表明しました。

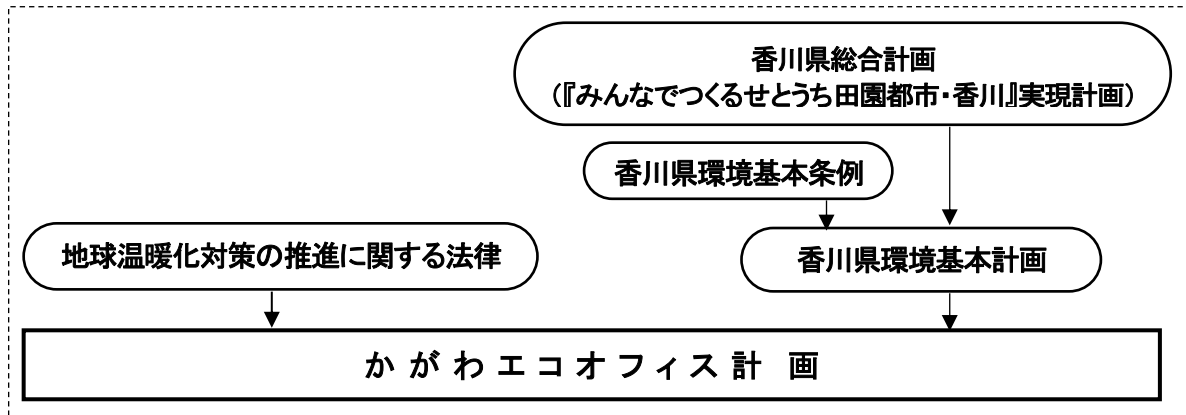
国では、令和 2（2020）年 10 月に、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言し、令和 3（2021）年 4 月には、「2030 年度の温室効果ガス排出削減目標について、2013 年度比で 46%削減をめざすとともに、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを宣言しました。また、令和 3（2021）年 10 月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」において「2030 年度に 2013 年度比で 51%削減」が目標・目安として設定されるなど、「脱炭素」に向けた動きが加速しています。

こうしたなか、本県でも、令和 3（2021）年 2 月に「現在の気候が危機的な状況であることを認識し、2050 年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる表明を行いました。

地球温暖化防止に向けては、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割に応じて主体的に取り組むことが不可欠ですが、なかでも、県みずからが率先して、より一層環境負荷を低減するとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを推進することで、県全体を力強くけん引していく必要があることから、そうした趣旨も踏まえつつ、この度、新たな「かがわエコオフィス計画」を策定するものです。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、かつ、「香川県環境基本計画」の施策を実施するための個別計画です。



2 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画の対象範囲は、知事部局、教育委員会事務局、警察本部、病院局、議会事務局及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む）が実施するすべての事務及び事業とします。なお、上記が所管する指定管理者制度導入施設及び流域下水道処理施設についても対象とします。

(2) 対象となる温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、温対法で規定された 7 種類の温室効果ガスのうち次の 4 種類とします。

- ・二酸化炭素（CO₂）
- ・メタン（CH₄）
- ・一酸化二窒素（N₂O）
- ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）

なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）は、県の事務事業からの排出が見込まれないため、対象外とします。

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

(2) 計画の基準年

本計画の基準年度は、目標ごとに以下のように設定します。

温対法に基づく	「温室効果ガス排出量の削減目標」	:	平成 25（2013）年度
省エネ法に基づく	「エネルギー消費量の削減目標」	:	令和 2（2020）年度

II 第五次計画の取組状況

1 第五次計画の概要

(1) 対象範囲

知事部局、教育委員会事務局、警察本部、病院局、議会事務局及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む）並びにこれらが所管する指定管理者制度導入施設及び流域下水道処理施設

(2) 計画の期間

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度まで

(3) 削減目標

温室効果ガス排出量を令和 2（2020）年度までに平成 26（2014）年度に比べて 6%削減

2 取組実績

(1) 温室効果ガス排出量

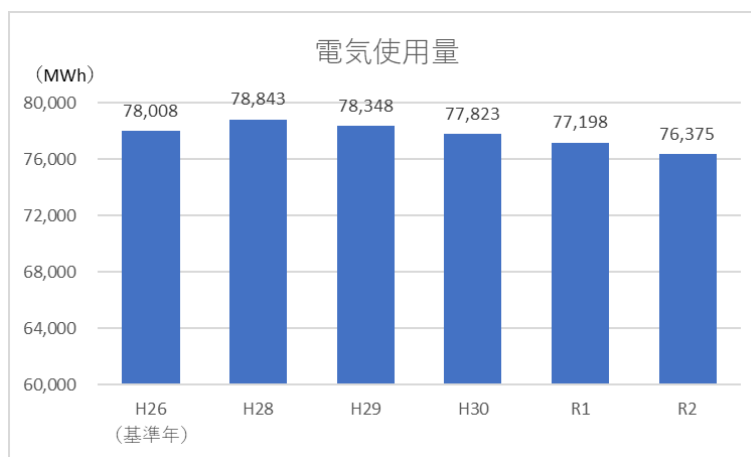
計画期間における事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は次の表のとおりであり、令和 2（2020）年度の削減目標 6%（平成 26（2014）年度比）に対し、実績では 3.4%の削減にとどまっています。

年度	平成 26 【基準年】	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	69,596	70,133	69,663	68,236	68,159	67,223

※ 第五次計画では、各年度と基準年度の温室効果ガス排出量を同条件で比較するため、基準年度である平成 26（2014）年度の排出係数を算定に使用

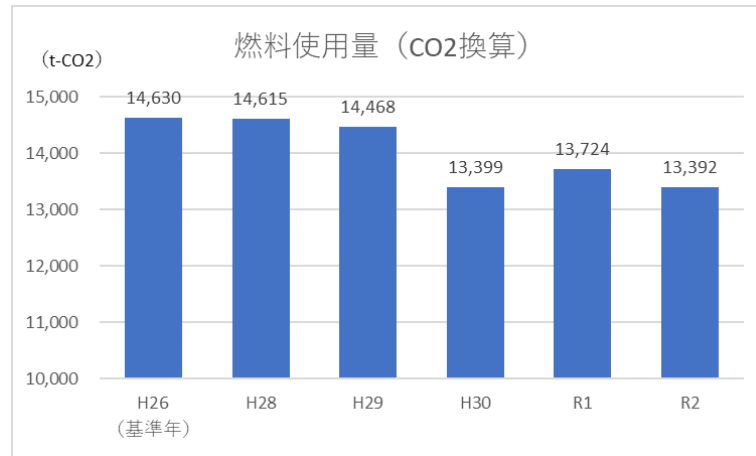
(2) 電気使用量

電気使用量は、平成 28（2016）年度以降減少を続け、令和 2（2020）年度は、平成 26（2014）年度比で 2.1%減となっています。



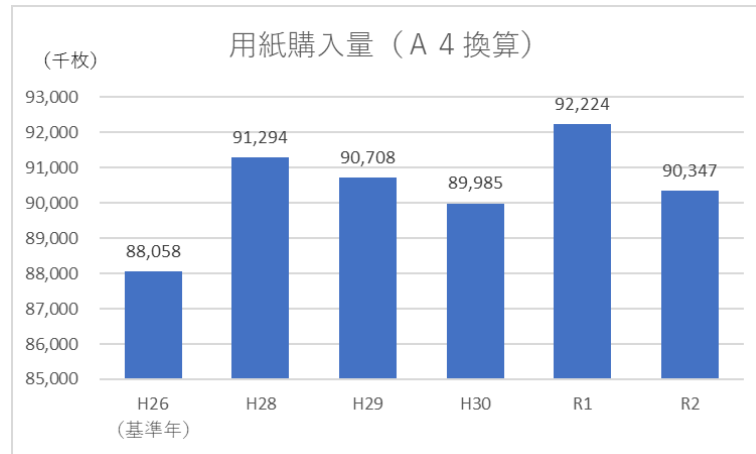
(3) 燃料使用量

燃料使用量（CO₂換算）は、平成30（2018）年度から大きく減少しており、令和2（2020）年度は、平成26（2014）年度比で8.5%の排出量削減を達成しています。



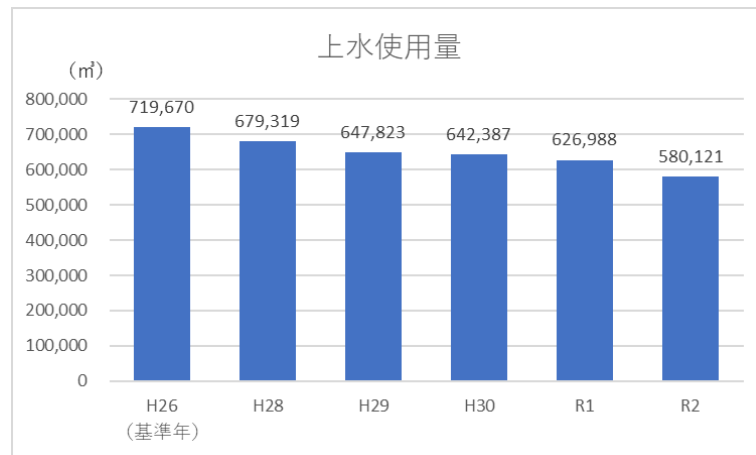
(4) 用紙購入量

用紙購入量は、年度によって増減していますが、令和2（2020）年度は、平成26（2014）年度比で2.6%増となっています。



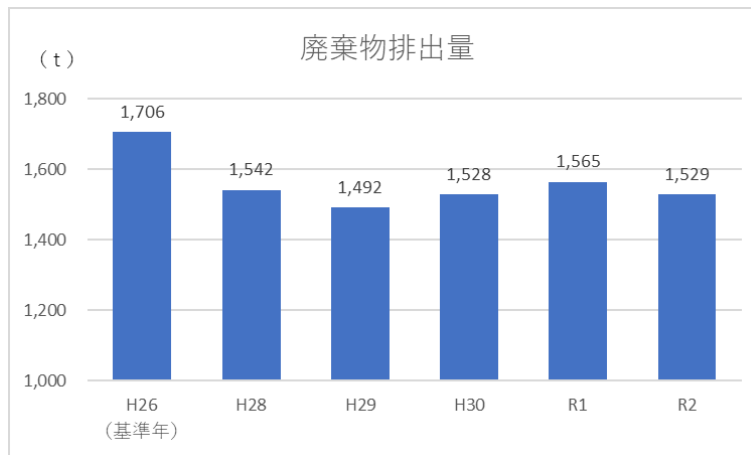
(5) 上水使用量

上水使用量は、平成28（2016）年度以降減少を続け、令和2（2020）年度は、平成26（2014）年度比で19.4%の大幅削減を達成しています。



(6) 廃棄物排出量

廃棄物排出量は、年度によって増減があるものの、平成 26（2014）年度よりも低い水準で推移しており、令和 2（2020）年度は平成 26（2014）年度比 10.4%の減少となっています。



3 第六次計画に向けた課題

第五次計画の期間においては、取組みを着実に実行し、用紙購入量を除いて、平成 26（2014）年度の排出・使用実績を下回ることができました。

しかし、温室効果ガス排出量は、平成 26（2014）年度比で 6%減を目標としていたものの、3.4%減という結果にとどまっています。また、今後、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとしてさまざまな課題に対応しながら業務を行う必要があることに加え、気温の変動に伴う空調稼働率の増加等に伴い、エネルギー使用量が増加することが懸念されます。

地球温暖化対策は、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、連携・協力して取り組むことが重要であり、中でも、県みずからが率先して取り組む必要があることから、施設・設備の省エネ改修など一層の取組みをめざすとともに、職員の意識改革や施設・設備の運用改善についても徹底を図るなど、ハード・ソフト両面から、これまで以上の取組みを進める必要があります。

Ⅲ 目標と取組内容

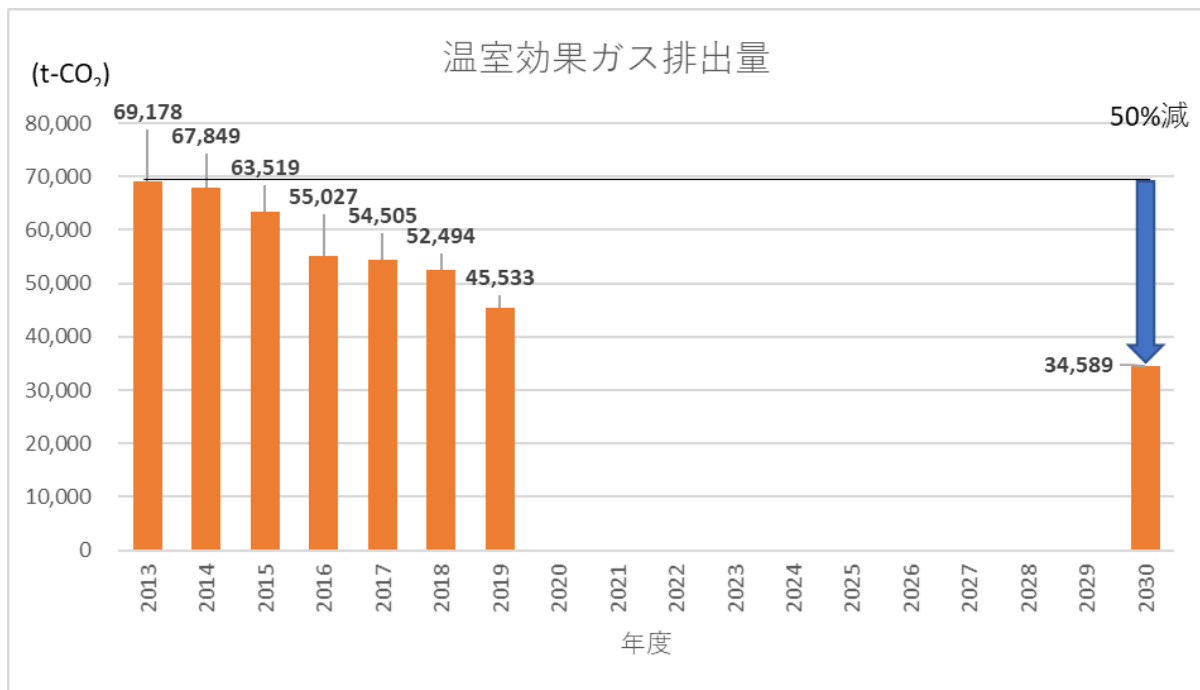
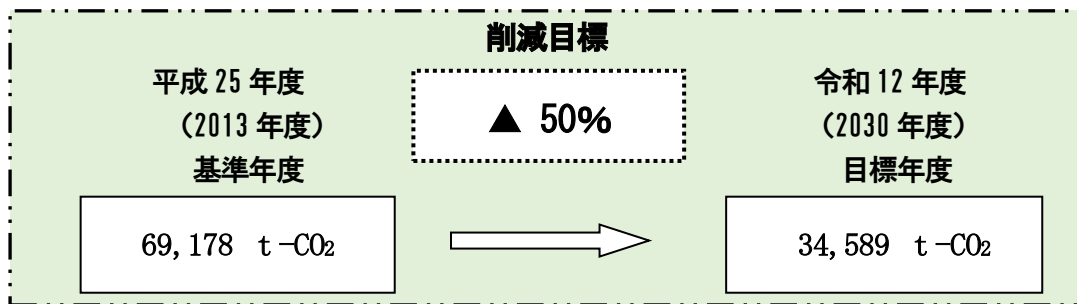
1 温室効果ガス排出量の削減目標

「香川県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の削減目標（2030年度に2013年度比46%減）に即して、令和7（2025）年度に平成25（2013）年度比で33%削減することとしています。

目標の達成に向け、県は、率先して取り組む必要があることから、「かがわエコオフィス計画」では、県の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を

令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減

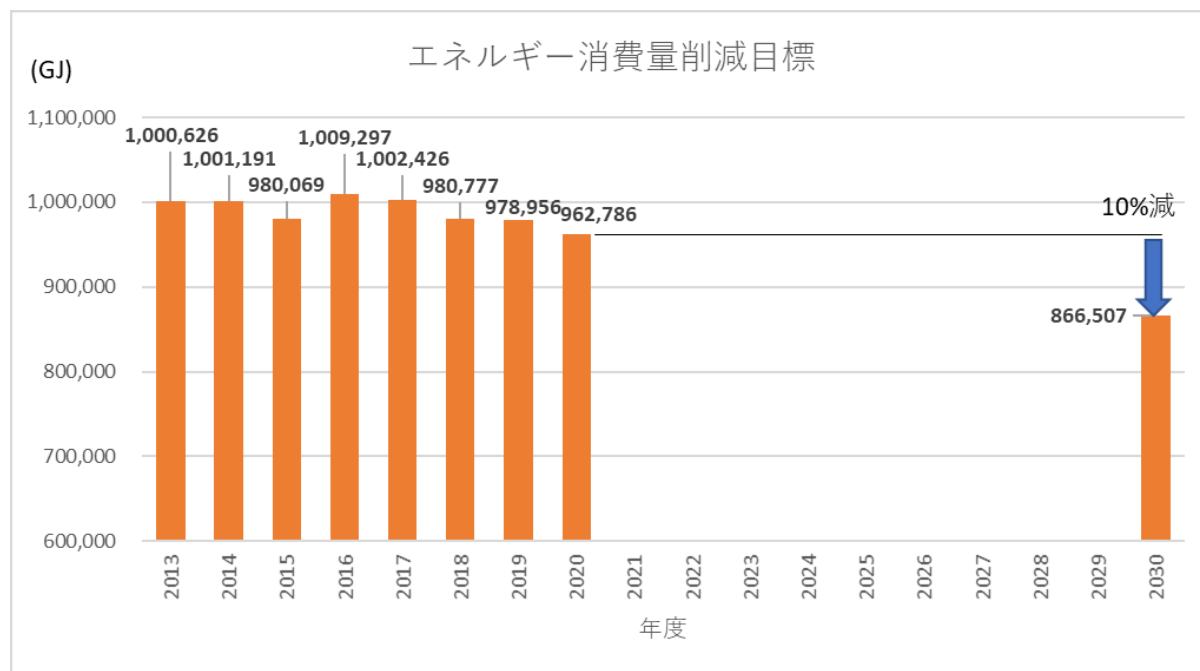
することをめざします。



2 行動指標（エネルギー消費量の削減目標）

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けては、徹底した省エネルギーの推進が求められます。

省エネ法において、特定事業者はエネルギーの消費原単位を年平均1%以上低減する必要があることも踏まえ、電気や燃料の使用に伴うエネルギー消費量を行動指標として設定し、令和12（2030）年度までに令和2（2020）年度比で10%削減をめざします。



3 取組みの方針

県では、これまでエコオフィス計画に基づき、施設の省エネルギー化や職員によるさまざまな省エネルギーの取組みを実施してきましたが、今後は、令和12（2030）年度までに温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度比で50%削減する目標の達成のために、職員の環境配慮意識の向上や各種資源の有効活用も図りながら、以下の取組みを重点施策として、これまで以上に積極的な取組みを進めます。

重点施策	対応するSDGsのゴール
(1) 施設・設備の省エネルギー化の推進	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
(2) 県有施設への太陽光発電設備の導入拡大	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
(3) 環境にやさしい自動車の計画的導入	11 住み続けられる まちづくりを
(4) 環境に配慮した電力の調達	12 つくる責任 つかう責任
(5) 県有施設への県産木材の利用推進	13 気候変動に 具体的な対策を
(6) デジタル化の推進による省資源化、省エネ化	14 海の豊かさ を守ろう
(7) 職員の意識改革と運用改善の徹底	15 陸の豊かさ を守ろう
	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

4 削減目標達成のための取組み

(1) 施設・設備の省エネルギー化の推進

① ZEBの導入実現に向けた取組み

県有施設の新築・改築や大規模改修にあたり、建物規模や用途などから総合的に判断して、温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる場合には、最新の技術動向や知見等を踏まえ、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の実施可能性や費用対効果について検証を行った上で、具体的な整備の内容について検討を行います。

ZEB化が困難な場合にも、長期的な環境負荷低減の視点を持って、計画・設計段階から環境配慮を十分に行い、断熱性能の向上や高効率機器の導入を図るなど、省エネルギー性能の高い施設の整備を行います。

② 省エネ型設備の計画的な導入

既存の県有施設については、省エネルギー診断等の活用に加え、一定の省エネ効果を事業者が保証するESCO事業の活用や、エネルギー管理システム（BEMS）の導入なども含め、中長期的な視点から省エネ効果や費用対効果を検証しながら、施設・設備の更新時期に併せ、計画的に、高効率空調機などエネルギー効率や費用対効果が高い省エネ型機器の導入を行います。

③ 照明器具のLED化

照明器具については、順次LED照明への切り替えを行い、令和12（2030）年度までにLED照明導入率100%をめざします。

(2) 県有施設への太陽光発電設備の導入拡大

県有施設の新築・改築を行う場合は、原則として、太陽光発電設備を設置することとし、改築等の予定のない既存の県有施設についても、設置可能性について検討を行い、設置が可能な施設から、順次、設置を進めるなど、令和12（2030）年度までに、太陽光発電設備を、設置可能な県有施設（敷地を含む）の約50%に導入することをめざします。

なお、設置可能性の検討は、設置面積や日射条件のほか、建築物については、屋根の形状や屋上の用途、耐震性能や荷重条件、建替えや修繕の予定などを、敷地については、土地利用等に係る規制や景観、反射光による周辺環境への影響、災害発生リスクなどを総合的に考慮して行います。

また、太陽光発電の有効活用や施設の防災機能強化につながる蓄電池についても、費用対効果の検証を行いながら、導入を図ります。



(3) 環境にやさしい自動車の計画的導入

公用車については、新規購入・更新（リースを含む）に併せ、計画的に、電動車（EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池車））又はHV（ハイブリッド自動車）を導入します。

なお、代替可能な電動車がないなど、電動車の導入が困難な場合は、できる限り、低公害かつ低燃費な自動車を導入します。

また、公用車を使用する際も、電動車や低公害かつ低燃費な自動車を優先的に使用するほか、アイドリング・ストップやエコドライブの徹底など、温室効果ガスの排出抑制に努めます。



(4) 環境に配慮した電力の調達

県有施設の電力の調達については、「香川県電力調達に係る環境配慮方針」(※)に掲げる環境評価項目（二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況など）に係る評価において、一定の基準を満たした事業者の中から行います。

さらに、再生可能エネルギー比率を指定した電力の調達についても、検討や試行を進め、将来的には、再生可能エネルギー比率 100%の電力の調達をめざします。

(※) 県が行う電力調達契約の競争入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について評価基準を定めた方針

(5) 県有施設への県産木材の利用推進

① 県有施設の木造化

新たに新築、増築、改築を行う県有施設のうち、公共の用又は公用に供する建築物（事務・事業の用に供する庁舎や、図書館、体育館等）については、原則として、木造化に取り組みます。なお、木造化に当たっては、県産木材の利用に努めます。

ただし、計画時点において、コストや技術等の面で木造化等が困難である施設や、防災上、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設については、木造化の取り組みの対象としないものとします。

② 県有施設の木質化

県有施設のうち、庁舎の玄関ホール、事務室、会議室等の腰壁や、公園内の事務室、展示室等の腰壁・建具、外壁、屋外誘導標識など、木質化を図ることが適切と判断される部分については、施設の更新時期に併せ、計画的に、県産木材の利用に努めます。



(6) デジタル化の推進による省資源化、省エネ化

テレワークやオンライン会議の普及、AIやRPAによる定型業務の処理、各種申請手続のオンライン化、文書管理システム等の充実など時代の変化に応じた新たなデジタル技術を活用した業務プロセスの効率化や行政文書のデジタル化を進め、一層のペーパーレス化を進めます。

また、デジタル技術を活用してオフィス環境の最適化を図る、オフィスのスマート化に向けた取組みを進めることにより、日常業務における省資源化や省エネルギー化を図ります。

(7) 職員の意識改革と運用改善の徹底

① エネルギー管理の見える化

施設ごとの各エネルギー使用量、温室効果ガス排出量を「見える化」したシステムである「e c o レポ」を、庁舎管理担当職員以外の職員も定期的に確認することで、省エネに取り組む意識を高めます。

② 電力使用量の削減

職員一人ひとりが、空調の設定温度やこまめな消灯に気を配るなどの節電意識を徹底して業務を行い、最大需要電力(※)の低減に努めます。

また、各県有施設に設置している電力のデマンド監視装置(使用電力に応じて警報機器が作動し、電力の使用状況を知らせる機器)を十分に活用することで、契約電力の抑制を図るとともに、電気使用量を削減します。

(※) 30分毎の平均使用電力のうち、月間で最も大きい値

③ 用紙使用量の削減

職員一人ひとりが、これまで同様、次の点を意識して業務を行うとともに、ペーパーレス会議や電子決裁の活用などにより、用紙使用量を大幅に削減します。

- ・両面印刷、両面コピー、裏紙利用の徹底
- ・資料の提出方法や提出部数の継続的な見直し

④ 上水使用量の削減

日常的に節水に取り組むとともに、節水機器(節水コマ、自動水栓、流音発生装置など)の導入や、雨水や下水処理水など雑用水の積極的な活用、状況に応じた水道の減圧調整などにより、上水使用量の一層の削減を図ります。

⑤ 廃棄物排出量の削減(3Rの推進)

職員一人ひとりが、日常業務やイベントにおいて、次の点をこれまで以上に意識することで、より一層、廃棄物排出量の削減やリサイクルに取り組み、3Rを推進します。

- ・必要量を十分に考慮した物品の購入
- ・リユース可能な製品やリサイクル製品の積極的な活用
- ・会議等におけるペットボトル飲料・使い捨てプラスチック製品の不使用
- ・庁内電子掲示板を活用した不用品の譲渡(有効活用)
- ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトによる使用済みインクカートリッジのリサイクル

⑥ 公共交通機関の一層の利用

毎週金曜日を「エコ金デー」とし、通勤の際には、できるだけ公共交通機関の利用に努めるとともに、新たに、自転車や徒歩等によるエコ通勤に取り組み、国土交通省が推奨する『エコ通勤優良事業所認証』の取得をめざします。

⑦ 管理標準に基づく運用改善

エネルギーの使用状況等の特性に応じて施設ごとに策定した管理標準（※）に基づき、適宜、現状の確認や見直しを行いながら、エネルギー需要の実態に応じた管理方法に基づく施設・設備の運営を徹底します。

（※）設備のエネルギー使用合理化のための管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めた運用マニュアル

（８）その他環境配慮の取組み

① 県有施設の緑化の推進

県木であるオリーブなどの植栽による敷地の緑化や屋上緑化、アサガオやフウセンカズラ等による緑のカーテンなどにより、県有施設の緑化を進めます。

② グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する場合には、原則として、「香川県グリーン購入推進ガイドライン」（※）に定める環境配慮仕様を満たす製品等を購入することとし、ガイドラインに定めのない品目についても、可能な限り、環境配慮型の製品等の購入に努めます。

また、プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の規定に基づく認定を受けた製品を率先して調達するよう努めます。

（※）県の全ての機関が行う物品又はサービスの調達について、選択の基準となる環境配慮仕様を定めたガイドライン

③ 公共工事の実施に当たっての配慮

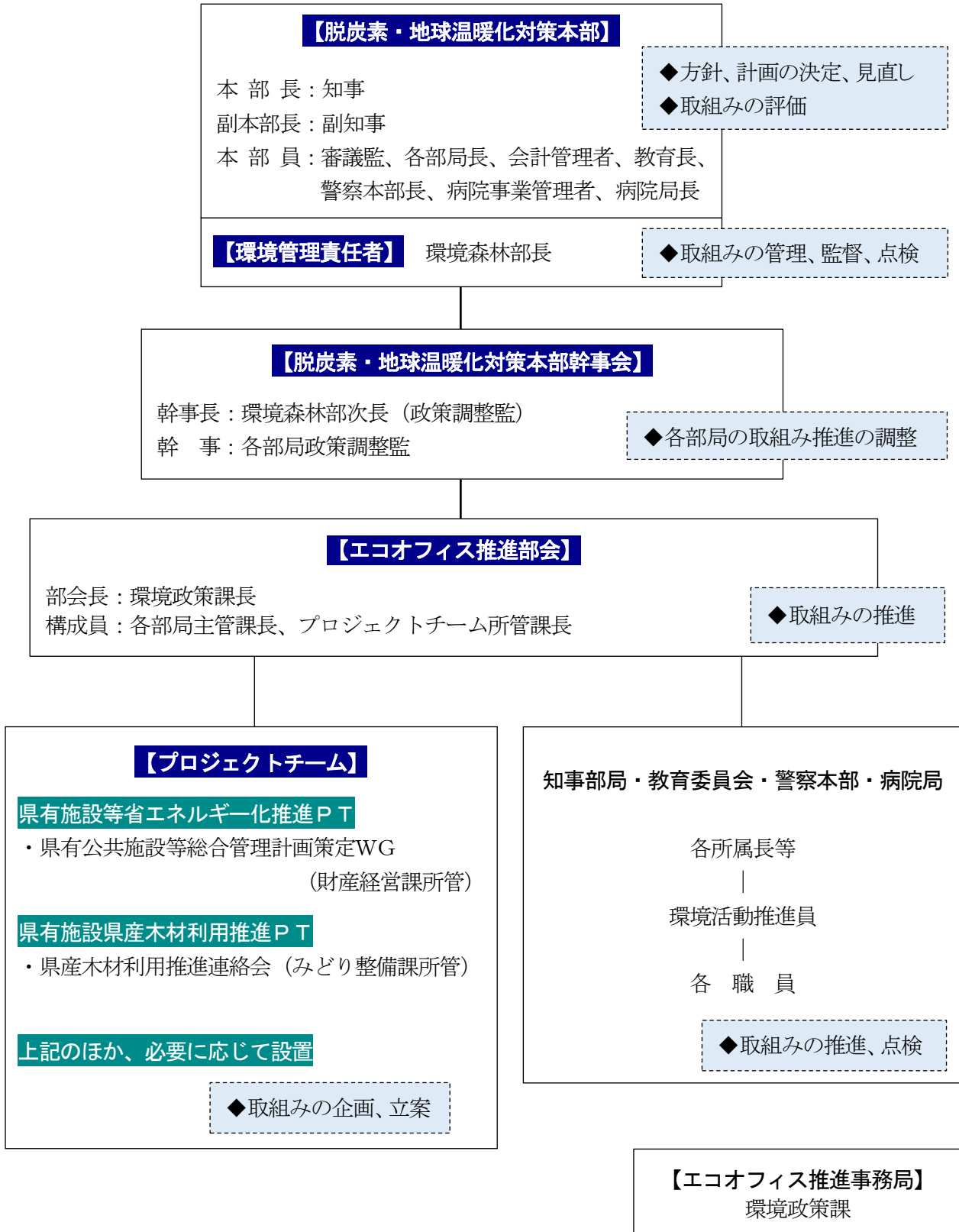
公共工事の計画・実施に当たっては、「香川県環境配慮指針」（※）に沿って、温室効果ガス排出の低減に寄与する工法の検討や周辺環境への十分な配慮に努めます。

（※）開発事業によって生じる環境への負荷を低減するための取組みを体系化し、具体的な環境配慮事項等を明らかにするために定めた指針

IV 計画の推進

1 推進体制

本計画に掲げた目標達成に向けて、以下のような推進体制を整備します。



(1) 脱炭素・地球温暖化対策本部

県の脱炭素の取組みを推進するために設置された「脱炭素・地球温暖化対策本部」において、本計画の決定や見直し、取組みの評価を実施します。

(2) 環境管理責任者

計画を全庁的に推進し、進行管理を確実にを行うため、環境管理責任者を設置します。

環境管理責任者は、環境森林部長をもって充て、計画の取組状況を香川県脱炭素・地球温暖化対策本部に報告するとともに、全庁的な取組状況の管理、監督、点検を行います。

(3) 脱炭素・地球温暖化対策本部幹事会

脱炭素・地球温暖化対策本部の下部組織として設置された「脱炭素・地球温暖化対策本部幹事会」において、各部局の取組み推進に係る部局横断的な調整等を実施し、施策の推進を行います。

(4) エコオフィス推進部会

各部局主管課長及びプロジェクトチーム所管課長で構成するエコオフィス推進部会を設置し、本計画の取組みの推進を行います。

(5) プロジェクトチーム

「県有公共施設等総合管理計画策定WG（財産経営課所管）」及び「県産木材利用推進連絡会（みどり整備課所管）」をエコオフィス推進部会のプロジェクトチームとして位置付け、本計画の取組みの企画・立案を行います。

また、今後、本計画の取組みの企画・立案を行うに当たり、必要に応じて、プロジェクトチームを新たに設置し、又は既存の会議等をエコオフィス推進部会のプロジェクトチームとして位置付けることができるものとします。

(6) 環境活動推進員

計画を周知徹底するとともに、計画実行のための具体的な改善策を提案するなど、職員の意識啓発を図り、環境保全に向けた取組みを推進するため、各所属に環境活動推進員を設置します。

環境活動推進員は、本庁各課にあつては課長補佐、出先機関等にあつては総務課長等のうちから各所属長が指名する者をもって充てます。

(7) エコオフィス推進事務局

環境管理責任者の事務を補助するとともに、各所属のエコオフィス活動の実施状況を点検するため、エコオフィス推進事務局を環境政策課内に設置します。

2 計画の点検・評価

(1) エコオフィス推進事務局による監査

計画の実効性を確保するため、エコオフィス推進事務局は、各所属のエコオフィス活動の実施状況について監査を実施し、その結果を環境管理責任者に報告します。

(2) 計画の点検・評価

環境管理責任者は、エコオフィス推進事務局の報告結果を踏まえて、全庁的視点で点検を実施し、脱炭素・地球温暖化対策本部に報告を行います。

脱炭素・地球温暖化対策本部は、環境管理責任者からの報告を基に評価を実施します。

環境管理責任者は、必要に応じて、脱炭素・地球温暖化対策本部幹事会又はエコオフィス推進部会に対し、計画の推進に向けた対応策の検討や、計画の見直しの必要性についての協議を行うことを指示します。

3 計画の取組状況の公表

計画の取組状況等については、各年度の結果が取りまとめ次第、ホームページ等で公表します。

4 計画の見直し

本計画は、令和7(2025)年度を目途に中間見直しを行います。また、社会経済情勢の変化や環境を取り巻く新たな課題が生じた場合にも、必要に応じて、計画の見直しを行います。